

工場立地法届出企業の皆さま、
敷地の有効活用にお役立てください。

備後圏域※2
で割合統一

工場立地法に係る 緑地面積率等を緩和しました！

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、一定規模以上の工場等※1について、緑地面積等の敷地面積に対する割合がそれぞれ定められています。

三原市では、企業の方が設備投資しやすい環境整備の一環として、国の定める範囲内で、緑地面積率等の緩和を行いました。【平成30年4月～】

緩和内容

国の定める範囲内で
最大の緩和！！

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
緑地面積率	15%以上 →10%以上	10%以上 →5%以上	20%以上 →5%以上
	重複緑地の緑地面積参入率 25%→50%以下		
環境施設面積率	20%以上 →15%以上	15%以上 →10%以上	25%以上 →10%以上

〔環境施設・・・周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの(噴水、運動場等)

〔重複緑地・・・緑地と緑地以外の施設が重複する部分(屋上緑化、壁面緑化等)

※1) 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の規模に該当する製造業等

※2) 広島県三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町、岡山県笠岡市・井原市

【お問い合わせ先】

三原市 経済部 商工振興課 企業誘致係

住所: 広島県三原市港町三丁目5番1号 TEL: 0848-67-6013